

## 第 181 回(令和 3 年度第 1 回)沖縄県都市計画審議会 議事概要

- 1 開催日時 令和 3 年 11 月 16 日(火) 午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所 那覇市松尾 1-6-1 沖縄県教職員共済会館 八汐荘 1 階 屋良ホール
- 3 出席委員 上原 良幸、清水 肇、大城 真依子、新城 美紀子、浦本 智香子  
松永 尚之、玉原 雅史、大城 辰男(代理:上間 誠)、新垣 光栄  
新垣 新、伊波 篤

### 4 議題

#### (1) 沖縄県決定案件

議案第 1 号: 那覇広域都市計画道路の変更 「3・2・18 号 城間前田線」

#### (2) 特定行政庁許可に関する案件(沖縄県)

案件第 1 号: 特殊建築物の敷地の位置について

「位置: 南城市玉城字船越 1235-1 ほか」

#### (3) 状況報告

案件第 1 号: 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて

案件第 2 号: 那覇広域都市計画区域区分の変更

案件第 3 号: 那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会  
(第 3 回委員会)

### 5 議事の概要

#### (1) 沖縄県決定案件: 議案第 1 号

ア 事務局が資料に基づき説明を行った。

イ 委員から次のような発言があった。

- ・全体計画 4,370m の事業進捗(用地取得等)とスケジュールはどのようになっているか。
- ・幅員 32m の計画が限界だったのか。
- ・道路整備に必要な都市計画ならば、最初の都市計画で決定せず、後から変更する事情は何か。このような変更は、よくあることなのか一般論で構わない。

ウ 委員の発言を受けて、事務局が次のように応答した。

- ・変更対象区間となっている前田工区の用地取得は完了しており、工事が 9 割の進捗となっている。
- ・幅員は、モノレールが設置されている区間で総幅員が 34m、そ

れ以外でモノレールが設置されない区間は 32m の幅員を有する 4 車線の計画となっている。

- ・沿道と高低差が生じる（法面を擁する）道路では、都市計画の最初の決定の段階において法面の管理方法、擁壁になる場合等が特定できないケースがある。この場合は、本線と幅員のみで区域を決定し、後に測量、実施設計、地権者の沿道利用の意向も踏まえ、明確になった段階で、高低差がある部分の追加・変更していくなど、事業中に対応することがある。

エ 原案どおり同意する旨可決された。

## （２）特定行政庁許可に関する案件

ア 特定行政庁が資料に基づき説明を行った。

イ 委員から次のような発言があった。

- ・特殊建築物の種類で、産業廃棄物処理施設は、県内でどれくらいあるか確認したい。
- ・処理能力について、都市計画に影響がない制限としては下限値としては 5 t と考えられるが、今回 1 日あたり 213.6 t や 333.6 t とあり、この量が多いのかどうか判断ができかねる。周辺施設に対しては、騒音、振動は現況と同程度に維持されると予測されているが、量の加減による影響について確認したい。また、稼働する時間はどうなのか。
- ・許可に対する取消訴訟リスクも考え、産業廃棄物処理施設の稼働に関して、周辺住民との問題が起きないかという観点から確認したい。今回、新しい施設に機械を導入することにより、現況にプラスした騒音になることなのか。それとも騒音自体が減ることなのか確認したい。
- ・道路交通に関して、1 日あたり 15 台程度の増加する予測がされているが、県道 17 号線や搬入搬出にかかる道路の幅員はどれくらいあるか。
- ・周辺住民からの同意が得られていると説明があり、自治会の方が参加されているということだが、周辺住民だけでなく申請地から半径 300m 以内で営業されている方や施設の方に対しても同様の説明はされていると理解してよいか。

- ・新しい建物をつくる場合は、かなりハードルが高い申請になるはずなのに、ただし書き条項は都市計画審議会事項でどんどん許可していくと、市街化が進み市街地が形成され、後に問題が起きてくると考える。今後、県はその方向性を出していた方が良いのではないか。
- ・敷地の排水計画がほとんどない場合があるので、新たな基準として、敷地内の排水をどう排水し水質をどのように確保していくかという基準までつくるべきではないか。
- ・機械からの排水はないと考えるが、敷地内で汚染された場合と持ち込まれた時に、雨水で敷地内からの排水が出てくることが考えられる為、排水検査などできる部分を今後検討して欲しい。
- ・運搬経路ルートと搬入使用不可ルートがあるが、これを徹底できるか確実性に疑問がある。例えば搬入使用不可ルート区間に表示をするなどして、地域住民を含めて共有化することも考えられる。事業者任せでルールが守れるのか、どのように考えているか。徹底できる体制を執られていくと良いと考える。

ウ 委員の発言を受けて、特定行政庁が次のように応答した。

- ・県内の産業廃棄物処理施設の総数は、手元に資料がなく把握していない。
- ・稼働時間は、基本的に処理能力を 24 時間の換算で算定している。実際は、受け入れ可能時間は 8 時から 17 時半の 9 時間半としているため、その日の処理計画分の破碎処理が完了次第、機械も停止する予定となっている。実際は、この処理トン数の最大 3 分の 1 程度の処理量になると考えている。
- ・機械が実際作業する時に発生する騒音のレベルになる。現況騒音、生活騒音が現状 43～59 デシベルあり、機械から発生する音は、その生活騒音に吸収されるため、実際は現況と変わらないという予測になる。
- ・県道 17 号線は 2 車線道路に歩道があるので、15m, 6m 程度と知っている。市道（申請地前の通り）は幅員 6m, 7m 程度であり、1 日に 15 台程度、作業時間としては 30 分に 1 台程度なので、そこまでの渋滞リスクはないと考えている。
- ・説明会の中に事業者は含まれていない。区の中にある建物には、案内配布で説明していると考えている。

- ・産業廃棄物処理施設設置について申請された場合はご指摘のとおりであり、どうかたちであるべきなのか検討していきたい。
- ・排水の問題について、申請者に確認したところ、排水が出るほどの散水はしないと聞いている。ただ、今後排水計画については検討していきたい。
- ・自社及び契約業者の車両、搬入車両については、全車両ドライブレコーダー、ドライブレコーダー搭載しており、収集運搬車運行管理を行っていて、交通ルールを把握できる体制になっている。新規搬入の車両については、委託契約の際に搬入ルートとして県道 17 号線を使用する案内を行っている。飛び込みで入ってくる場合の対応は申請者と協議しながら、調査していきたい。

エ 原案どおり同意する旨可決された。

(3) 状況報告案件第 1 号について

- ア 事務局が資料に基づき説明を行った。
- イ 委員から報告内容に対する発言はなかった。

(4) 状況報告案件第 2 号について

- ア 事務局が資料に基づき説明を行った。
- イ 委員から次のような発言があった。
  - ・市街化区域への編入を進めるにあたり、即時編入は市町村マスタープランに沿って推移してきた結果なのか、一方で随時編入の中には市町村マスタープランの方で方向性が変わっていると確認された上で、具体的に都市計画を進めていっているという考え方なのか、どう仕分けているのか。
  - ・市町村都市計画マスタープラン改訂作業中の市町村があると思うが、若干線引き手続が先行している感じがする。整合性はどうか。
  - ・住民説明会を市町村毎に 1 会場で行われていますが、市町村マスタープランは個別の地区で細かいことをやっており、住民の方にとってみると、なかなか理解しにくいところがある。市町村が各地区の都市計画マスタープランの改訂にあたっての方向の確認とか、上手く合わせて理解していただく方が自然な感じがする。若干いくつもの改訂が行われている中で個別の案件が進むと違和感

があるので、結果として市町村のそこをまとめていただける方向にもって行っていただきたい。

ウ 委員の発言を受けて、事務局が次のように応答した。

- ・市町村の定めるマスタープランとの整合性については、市町村の方で土地利用計画、基本構想の方で概ね整合していることを確認している。
- ・市町村が定める都市計画マスタープランは、県が定める都市計画区域マスタープランと合わせてその都度5年おきに変更しているマスタープランではないこともあり、幾つかの市町村では現在、同時期に改訂作業をしている。県が定める都市計画区域マスタープランの策定にも関わるので、整合を図りながら取り組んでいる状況です。令和4年度の決定の段階には、市町村の都市計画マスタープランが改訂済か同時期ぐらいの改訂スケジュールになる市町村もあると考えている。
- ・現在は、区域区分の変更素案の段階であり、今後、原案を作成する前に市町村からの案という形で提出していただくので、ご指摘の内容も確認しながら原案を作成していきたい。

(5) 状況報告案件第3号について

ア 事務局が資料に基づき説明を行った。

イ 委員から次のような発言があった。

- ・「原野化が進み今後も農業振興に使う予定の無い地域等の有効活用も含め検討する必要がある」と取りまとめられていることについて、全く否定するつもりはないが、要は、例えば農振農用地が耕作放棄化して原野化が進んでいるという状況というのは、特に市町村農業委員会が十分に耕作放棄地対策をしてこなかった結果こうなってしまうている。この記述は市町村の対応が不十分だったことを正当化するようなニュアンスに読み取れるので、そこはちょっと問題があると指摘させていただきたい。

ウ 委員の発言を受けて、事務局が次のように応答した。

- ・ご指摘の件について、関係市町村と協議させていただきたいと思います。

## 6 議事結果

沖縄県決定案件 1 件、特定行政庁許可に関する案件 1 件について、原案のとおり可決。

## 7 会議の公開・非公開の別 公開

## 8 その他

令和 4 年 2 月 24 日

土木建築部 都市計画・モノレール課